

京都市非常勤職員公務災害等補償条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

平成31年3月29日

京都市長 門川 大作

京都市規則第 114号

京都市非常勤職員公務災害等補償条例施行規則の一部を改正する規則

京都市非常勤職員公務災害等補償条例施行規則の一部を次のように改正する。

目次中「第31条」を「第32条」に改める。

第2条の4第2項第1号中「第38条第1項」を「第38条第1項本文」に改める。

第3条中「療養補償を」を「補償を」に、「職員は」を「職員又は職員が死亡した場合における当該職員の遺族は、やむを得ない理由がある場合を除き」に、「当該療養補償」を「当該補償」に改める。

第5条第5項に次のただし書を加える。

ただし、委員長及びその職務を代理する者が在任しないときの認定委員会は、市長が招集する。

第31条を第32条とし、第30条を第31条とし、第29条を第30条とし、第28条の次に次の1条を加える。

(審査の申立ての教示)

第29条 実施機関は、この規則に基づく補償に関する通知をするときは、条例第16条及びこの規則第23条に定めるところにより審査の申立てをすることができる旨を教示するものとする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第2条の4の改正規定は、平成32年4月1日から施行する。

(行財政局人事部給与課)